

各医療機関 管理者 様

高知県健康政策部健康対策課長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に対する診療について（依頼）

日頃は、本県の感染症対策にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患後症状（以下「新型コロナの罹患後症状」という。）については、世界保健機関（WHO）により、「post COVID-19 condition」として、「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも 2 ヶ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないものである。通常は COVID-19 の発症から 3 ヶ月経った時点にもみられる」と定義されています。症状には、疲労感・倦怠感、関節痛・筋肉痛、呼吸困難感、頭痛、集中力低下、味覚障害などがあり、日常生活に影響することもあります。

県は、医療機関の皆さまにご協力いただき、令和 4 年度から、療養終了後も長期にわたり罹患後症状が認められる場合にはかかりつけ医などを受診することを基本とし、かかりつけ医がない場合などの受診の参考としていただけるよう、罹患後症状に応じた相談・診療が可能な医療機関のリストを高知県ホームページ上で公表しています。

皆さまにおかれましては、下記事項にご留意のうえ、引き続き新型コロナの罹患後症状に悩む方への環境づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 後遺症の症状について相談・診療ができる医療機関の公表について

新型コロナの罹患後症状は、一般医療の中で診療できるものが少ないことから、まずは、新型コロナの罹患後症状でお悩みの方が、かかりつけ医や地域の医療機関など（以下「かかりつけ医等」という。）を受診できるようにすること、また、かかりつけ医等で診療継続が難しい等の場合には、それぞれの症状に応じて、かかりつけ医等から専門医等へ紹介することが重要です。

医療機関の皆さまにおかれましては、県の新型コロナの罹患後症状にお悩みの方が適切な医療等に迅速に繋がることのできる環境づくりへの取組みにご協力いただくよう改めてお願い申し上げます。特に、後遺症の症状について相談・診療が可能な医療機関におかれましては、県のホームページでの公表（リストへの掲載）にご協力いただきますようお願いいたします。

また、既に県のホームページで公表させていただいている医療機関におかれましては、公表している内容に変更がないか、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

※下記の URL（健康対策課ホームページ）から新規登録・更新・削除の申請が可能です。

・（医療機関の皆様へ）罹患後症状（後遺症）の診療を実施している医療機関の公表について

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030800049/>

## 2 新型コロナの罹患後症状に関する情報について

(1)「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」について  
主にかかりつけ医等の医療従事者向けに、新型コロナの罹患後症状でお悩みの方の診療の方針、罹患後症状が続く場合に活用できる支援制度等をお示しした「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」（以下「手引き」という。）や、手引きの内容をまとめた解説動画、手引きに準じたリーフレットを厚生労働省ウェブサイトで公表していますので、ご確認くださいませようお願いします。

(参考1) 新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント (第3.1版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001422904.pdf>

(参考2) 解説動画

罹患後症状 <https://www.youtube.com/watch?v=owYsieRYOTY>

罹患後症状を訴える患者へのアプローチ <https://www.youtube.com/watch?v=Y7We9R7ihc0>

産業医学的アプローチ [https://www.youtube.com/watch?v=C\\_KHBSStu2Ho](https://www.youtube.com/watch?v=C_KHBSStu2Ho)

(参考3) リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001260388.pdf>

## 3 小児の罹患後症状の対応と教育機関等への周知について

小児においても、新型コロナの罹患後症状が認められることがあり学校生活等に影響を及ぼす可能性があるため、影響を最小限にすべく、迅速な対応が求められます。

医療従事者におかれては、器質的疾患の可能性を除外し、心理社会的因子についても評価するなど、小児科医を含めた多診療科間連携に基づく丁寧な対応が重要です。なお、手引きの第10章において、小児の罹患後症状に関する解説が掲載されているほか、教育機関等との連携に関しては「コラム：医療機関—学校等の関係者間連携と説明」が掲載されていますので、参考にしてくださいませようお願いします。

(補足)

後遺症の症状について相談・診療ができる医療機関として、県ホームページ上に掲載している医療機関の皆さまには、令和4年10月28日付け「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」及び令和5年1月19日付け「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に対する診療について（依頼）」にて公表等の確認をさせていただいております。

問い合わせ先

高知県健康政策部健康対策課 杉本、尾木

Tel : 088-823-9677

E-mail : kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp